九州ビジネスネットワーク協同組合定款

第1章　総　　則

（目　的）
第1条　本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

（名　称）
第2条　本組合は、九州ビジネスネットワーク協同組合と称する。

（地　区）
第3条　本組合の地区は、福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県の区域とする。

（事務所の所在地）
第4条　本組合は、事務所を長崎市に置く。

（公告方法）
第5条　本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示してする。

（規　約）
第6条　この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。
2　規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。
3　前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項並及び関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法により通知するとともに、第5条の規定に基づき公告するものとする。

第2章　事　　業

（事　業）
第7条　本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 組合員の取り扱う事務用消耗品及び車両用燃料等の共同購買事業
(2) 組合員の取り扱う自動販売機の設置斡旋事業
(3) 組合員のためにする電子会員サービスシステム加入斡旋事業

(4) 組合員のためにする電力切替斡旋事業
(5) 組合員のためにするETCカード割引サポート事業
(6) 組合員のためにするセキュリティシステム斡旋事業
(7) 組合員のためにするアメリカン・エキスプレスカード斡旋事業
(8) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
(9) 組合員の福利厚生に関する事業
(10) 前各号の事業に附帯する事業
2　前項第9号の規定により慶弔見舞金を給付する場合の給付金額は10万円を超えてはならないものとする。

第3章　組　合　員

(組合員の資格)
第8条　本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。
(1) 別表に掲げる資格業種を主たる事業とするもの
(2) 組合の地区内に事業場を有すること
2　前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、組合員になることができない。
(1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)
(2)暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
(3)暴力団員等を不当に利用していると認められる者
(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
(5)暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(加　入)
第9条　組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。
2　本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み)
第10条　前条第2項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、こ

の限りでない。

（相続加入）

第11条　死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2　前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

（自由脱退）

第12条　組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2　前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

（除　名）

第13条　本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会の議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

(1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
(2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
(3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
(4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
(5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員
(6) 第8条第2項各号の一に該当する組合員

（脱退者の持分の払戻し）

第14条　組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

（使用料又は手数料）

第15条　本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2　前項の使用料又は手数料は、規約で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

（経費の賦課）

第16条　本組合は、その行う事業の費用（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

2　前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

（出資口数の減少）

第17条　組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

(1) 事業を休止したとき

(2) 事業の一部を廃止したとき

(3) その他特にやむを得ない理由があるとき

2　本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

3　出資口数の減少については、第14条（脱退者の持分の払戻し）の規定を準用する。

（組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等）

第18条　本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名又は名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名並びに資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数）及び住所又は居所

(2) 加入の年月日

(3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

2　本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3　組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

4　組合員は、次の各号の一に該当するときは、1週間以内に本組合に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名）及び事業を行う場所を変更したとき

(2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき

(3) 資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、サービス業又は卸売業を主たる事業とする事業者については100人）を超えたとき

（会計帳簿等の閲覧等）

第19条　組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、本組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料（電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。）の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

（過怠金）
第20条　本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。
(1) 第13条第2号から第4号までに掲げる行為のあった組合員
(2) 第18条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

第4章　出資及び持分

（延滞金）
第21条　本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利14.6％の割合で延滞金を徴収することができる。

（出資1口の金額）
第22条　出資1口の金額は、10,000円とする。

（出資の払込み）
第23条　出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

（持　分）
第24条　組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。
2　持分の算定にあたっては、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

第5章　役員、顧問及び職員

（役員の定数等）
第25条　役員の定数は、次のとおりとする。
(1) 理事　3人以上5人以内
(2) 監事　1人又は2人
2　第8条第2項各号の一に該当する者は、役員となることができない。

（役員の任期）
第26条　役員の任期は、次のとおりとする。
(1) 理事　2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時ま

で任期を伸長する。
(2) 監事　2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。
2　補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
3　理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。
4　任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

（員外理事）
第27条　理事のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、1人を超えることができない。

（理事長及び専務理事の選定）
第28条　理事のうち1人を理事長、1人を専務理事とし、理事会において選定する。

（代表理事の職務等）
第29条　理事長を代表理事とする。
2　理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
3　任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選定された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。
4　本組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。
5　理事長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。
6　理事長は、総会の議決によって禁止されないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。
7　本組合は、代表理事以外の理事に副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

（監事の職務）
第30条　監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。
2　監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

（理事の忠実義務）
第31条　理事は、法令、この定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（役員の選挙）
第32条　役員は、総会において選挙する。
2　役員の選挙は、連記式無記名投票によって行う。
3　有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。
4　第2項の規定にかかわらず、役員の選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。
5　指名推選の方法により役員の選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。
6　選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするかどうかを総会に諮り、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

（理事及び監事の報酬）
第33条　役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

（顧　問）
第34条　本組合に、顧問を置くことができる。
2　顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

（参事及び会計主任）
第35条　本組合に、参事及び会計主任を置くことができる。
2　参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において議決する。
3　組合員は、総組合員の10分の1以上の同意を得て本組合に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

（職員）
第36条　本組合に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

第6章　総会、理事会及び委員会

（総会の招集）
第37条　総会は、通常総会及び臨時総会とする。
2　通常総会は毎事業年度終了後2月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

（総会招集の手続）
第38条　総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所（当該総会の場所を定める場合に限り、当該場所に存しない組合員が該当総会に出席する方法を含む。）を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。
2　前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所）に宛てて行う。
3　第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。
4　本組合は、希望する組合員に対しては、第1項の規定による総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。
5　前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総会招集通知の発出は」とあるのは、「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所（電子メールアドレスを含む。）」と読み替えるものとする。
6　電磁的方法について必要な事項は、規約で定める（以下同じ。）。
7　第1項の規定にかかわらず、本組合は、組合員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。

（臨時総会の招集請求）
第39条　総組合員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする組合員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。
2　組合員は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

（書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使）
第40条　組合員は、第38条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。
2　代理人が代理することができる組合員の数は、2人以内とする。
3　組合員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。
4　代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

（総会の議事）
第41条　総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

（総会の議長）
第42条　総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員のうちから選任する。

（緊急議案）
第43条　総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第38条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項（同条第7項の規定により招集の手続を経ることなく総会を開催した場合にあっては、あらかじめ予定された事項以外の事項）についても議案とすることができる。

（総会の議決事項）
第44条　総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1) 借入金残高の最高限度
(2) その他理事会において必要と認める事項

（総会の議事録）
第45条　総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。
2　前項の議事録には、次に掲げる事項を記載又は記録するものとする。
(1) 招集年月日
(2) 開催日時及び場所
(3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
(4) 組合員数及び出席者数並びにその出席方法
(5) 出席理事の氏名
(6) 出席監事の氏名
(7) 議長の氏名
(8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
(9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
(10) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
(11) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

（理事会の招集権者）

第46条　理事会は、理事長が招集する。
2　理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
3　前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

（理事会の招集手続）
第47条　理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。
2　前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
3　本組合は、希望する理事に対しては、第1項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。

（理事会の決議）
第48条　理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。
2　前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
3　理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
4　理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
5　理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
（理事会の議決事項）
第49条　理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1) 総会に提出する議案
(2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

（理事会の議長及び議事録）
第50条　理事会においては、理事長がその議長となる。
2　理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。
3　前項の議事録には、次に掲げる事項を記載又は記録するものとする。
(1) 招集年月日
(2) 開催日時及び場所

(3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
(4) 出席理事の氏名
(5) 出席監事の氏名
(6) 出席組合員の氏名
(7) 議長の氏名
(8) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
(9) 議事経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)
(10) 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要
(11) 本組合と取引をした理事の報告の内容の概要
(12) その他(理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨)
① 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求を受けて招集されたものである場合
② ①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合
③ 組合員の請求を受けて招集されたものである場合
④ ③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合

4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
(1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項
① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
② ①の事項の提案をした理事の氏名
③ 理事会の決議があったものとみなされた日
④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
(2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項
① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
② 理事会への報告を要しないものとされた日
③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(委員会)
第51条　本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2　委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第7章　会　　計

（事業年度）

第52条　本組合の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わるものとする。

（利益準備金）

第53条　本組合は、出資総額の2分の1に相当する金額に達するまでは、当期純利益金額（前期繰越損失金がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第55条及び第56条において同じ。）の10分の1以上を利益準備金として積み立てるものとする。

2　前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

（資本剰余金）

第54条　本組合は、出資金減少差益（第14条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。）をその他資本剰余金として積み立てるものとする。

（特別積立金）

第55条　本組合は、出資総額に達するまでは、当期純利益金額の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。ただし、出資総額を超えて積み立てることもできるものとする。

2　前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

（教育情報費用繰越金）

第56条　本組合は、第7条第1項第8号の事業（教育情報事業）の費用に充てるため、当期純利益金額の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

（配当又は繰越し）

第57条　本組合は、損失をてん補し、第53条の規定による利益準備金、第55条の規定による特別積立金及び前条の規定による教育情報費用繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

（配当の方法）

第58条　前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において本組合の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において本組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2　事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年1割を超えないものとする。
3　配当金の計算については、第24条第2項の規定を準用する。

（損失金の処理）
第59条　損失金のてん補は、特別積立金、利益準備金、その他資本剰余金の順序に従ってするものとする。

（職員退職給与の引当）
第60条　本組合は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規程に基づき退職給与を引き当てるものとする。

付　則
1　設立当時の役員の任期は、第26条の規定にかかわらず、最初の通常総会の終結時までとする。
2　最初の事業年度は、第52条の規定にかかわらず、本組合の成立の日から平成22年5月31日までとする。

(別表)組合員の資格業種(第8条関係)

業種コード	資格業種
0113	野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）
0114	果樹作農業
0122	肉用牛生産業
0124	養鶏業
0141	園芸サービス業
0309	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
0312	まき網漁業
0411	魚類養殖業
0413	藻類養殖業
0543	安山岩・同類似岩石採石業
0549	その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業
0611	一般土木建築工事業
0621	土木工事業(別掲を除く)
0622	造園工事業
0631	舗装工事業
0641	建築工事業(木造建築工事業を除く)
0651	木造建築工事業
0661	建築リフォーム工事業
0712	型枠大工工事業
0721	とび工事業
0722	土工・コンクリート工事業
0731	鉄骨工事業
0732	鉄筋工事業
0742	れんが工事業
0743	タイル工事業
0744	コンクリートブロック工事業
0751	左官工事業
0761	金属製屋根工事業
0762	板金工事業
0771	塗装工事業(道路標示・区画線工事業を除く)

0782	内装工事業
0794	屋根工事業(金属製屋根工事業を除く)
0795	防水工事業
0796	解体・はつり工事業
0799	他に分類されない職別工事業
0811	一般電気工事業
0812	電気配線工事業
0821	電気通信工事業(有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く)
0831	一般管工事業
0832	冷暖房設備工事業
0833	給排水・衛生設備工事業
0839	その他の管工事業
0841	機械器具設置工事業(昇降設備工事業を除く)
0842	昇降設備工事業
0892	熱絶縁工事業
0911	部分肉・冷凍肉製造業
0919	その他の畜産食料品製造業
0923	水産練製品製造業
0929	その他の水産食料品製造業
0931	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業(野菜漬物を除く)
0932	野菜漬物製造業(缶詰、瓶詰、つぼ詰を除く)
0941	味そ製造業
0943	ソース製造業
0949	その他の調味料製造業
0961	精米・精麦業
0992	めん類製造業
0993	豆腐・油揚製造業
0996	そう(惣)菜製造業
0998	レトルト食品製造業
0999	他に分類されない食料品製造業
1023	清酒製造業
1025	蒸留酒類製造業

1031	製茶業
1161	織物製成人男子・少年服製造業（不織布製及びレース製を含む）
1162	織物製成人女子・少女服製造業（不織布製及びレース製を含む）
1196	刺しゅう業
1211	一般製材業
1232	木箱製造業
1311	木製家具製造業（漆塗りを除く）
1399	他に分類されない家具・装備品製造業
1512	オフセット印刷以外の印刷業（紙に対するもの）
1639	その他の有機化学工業製品製造業
1845	発泡・強化プラスチック製品加工業
1994	更生タイヤ製造業
2071	袋物製造業（ハンドバッグを除く）
2129	その他のセメント製品製造業
2181	砕石製造業
2239	その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）
2251	銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）
2291	鉄鋼シャースリット業
2292	鉄スクラップ加工処理業
2299	他に分類されない鉄鋼業
2351	銅・同合金鋳物製造業（ダイガストを除く）
2441	鉄骨製造業
2442	建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）
2446	製缶板金業
2469	その他の金属表面処理業
2481	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
2499	他に分類されない金属製品製造業
2511	ボイラ製造業
2512	蒸気機関・タービン・水力タービン製造業（舶用を除く）
2531	動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）
2533	物流運搬設備製造業
2599	各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）

2611	農業用機械製造業(農業用器具を除く)
2641	食品機械・同装置製造業
2663	金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業(機械工具、金型を除く)
2693	真空装置・真空機器製造業
2729	その他のサービス用・娯楽用機械器具製造業
2899	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
2914	配電盤・電力制御装置製造業
3113	自動車部分品・附属品製造業
3131	船舶製造・修理業
3133	舟艇製造・修理業
3134	舶用機関製造業
3299	他に分類されないその他の製造業
3309	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
3311	発電業
3719	その他の固定電気通信業
3831	有線テレビジョン放送業
3911	受託開発ソフトウェア業
4012	アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ
4321	一般乗用旅客自動車運送業
4331	一般貸切旅客自動車運送業
4411	一般貨物自動車運送業(特別積合せ貨物運送業を除く)
4421	特定貨物自動車運送業
4431	貨物軽自動車運送業
4521	沿海旅客海運業
4542	内航船舶貸渡業
4831	運送代理店
5019	その他の各種商品卸売業
5139	その他の身の回り品卸売業
5211	米麦卸売業
5213	野菜卸売業
5214	果実卸売業

5215	食肉卸売業
5216	生鮮魚介卸売業
5219	その他の農畜産物・水産物卸売業
5224	菓子・パン類卸売業
5227	牛乳・乳製品卸売業
5229	その他の食料・飲料卸売業
5311	木材・竹材卸売業
5312	セメント卸売業
5314	建築用金属製品卸売業（建築用金物を除く）
5319	その他の建築材料卸売業
5321	塗料卸売業
5322	プラスチック卸売業
5342	鉄鋼一次製品卸売業
5349	その他の鉄鋼製品卸売業
5352	非鉄金属製品卸売業
5363	非鉄金属スクラップ卸売業
5364	古紙卸売業
5411	農業用機械器具卸売業
5412	建設機械・鉱山機械卸売業
5413	金属加工機械卸売業
5419	その他の産業機械器具卸売業
5422	自動車部分品・附属品卸売業（中古品を除く）
5423	自動車中古部品卸売業
5431	家庭用電気機械器具卸売業
5432	電気機械器具卸売業（家庭用電気機械器具を除く）
5493	医療用機械器具卸売業（歯科用機械器具を含む）
5522	医療用品卸売業
5523	化粧品卸売業
5532	紙製品卸売業
5591	金物卸売業
5592	肥料・飼料卸売業
5593	スポーツ用品卸売業

5596	ジュエリー製品卸売業
5599	他に分類されないその他の卸売業
5631	コンビニエンスストア
5699	その他の各種商品小売業
5721	男子服小売業
5731	婦人服小売業
5793	洋品雑貨･小間物小売業
5811	食料品スーパーマーケット
5821	野菜小売業
5822	果実小売業
5831	食肉小売業(卵、鳥肉を除く)
5832	卵･鳥肉小売業
5841	鮮魚小売業
5851	酒小売業
5861	菓子小売業(製造小売)
5863	パン小売業(製造小売)
5891	牛乳小売業
5893	茶類小売業
5894	料理品小売業
5895	米穀類小売業
5896	豆腐･かまぼこ等加工食品小売業
5897	乾物小売業
5899	他に分類されない飲食料品小売業
5911	自動車(新車)小売業
5912	中古自動車小売業
5931	電気機械器具小売業(中古品を除く)
5939	その他の機械器具小売業
6011	家具小売業
6031	医薬品小売業(薬局を除く)
6032	薬局
6033	化粧品小売業
6051	ガソリンスタンド

6052	燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)
6064	紙・文房具小売業
6071	スポーツ用品小売業
6094	ジュエリー製品小売業
6095	ペット・ペット用品小売業
6097	中古品小売業(骨とう品除く)
6099	他に分類されないその他の小売業
6112	無店舗小売業(織物・衣服・身の回り品小売)
6119	無店舗小売業(その他の小売)
6121	自動販売機による小売業
6741	生命保険媒介業
6742	損害保険代理業
6811	建物売買業
6812	土地売買業
6821	不動産代理業・仲介業
6911	貸事務所業
6912	土地賃貸業
6921	貸家業
6931	駐車場業
6941	不動産管理業
7022	建設機械器具賃貸業
7041	自動車賃貸業
7099	他に分類されない物品賃貸業
7211	法律事務所
7221	公証人役場、司法書士事務所
7222	土地家屋調査士事務所
7231	行政書士事務所
7242	税理士事務所
7251	社会保険労務士事務所
7281	経営コンサルタント業
7282	純粋持株会社
7299	他に分類されない専門サービス業

7311	広告業
7411	獣医業
7421	建築設計業
7422	測量業
7429	その他の土木建築サービス業
7431	機械設計業
7452	環境計量証明業
7499	その他の技術サービス業
7511	旅館，ホテル
7521	簡易宿所
7600	主として管理事務を行う本社等
7611	食堂、レストラン（専門料理店を除く）
7621	日本料理店
7622	料亭
7624	ラーメン店
7651	酒場、ビヤホール
7661	バー、キャバレー、ナイトクラブ
7671	喫茶店
7691	ハンバーガー店
7692	お好み焼・焼きそば・たこ焼店
7699	他に分類されない飲食店
7711	持ち帰り飲食サービス業
7731	施設給食業
7811	普通洗濯業
7813	リネンサプライ業
7821	理容業
7831	美容業
7891	洗張・染物業
7892	エステティック業
7899	他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業
7911	旅行業（旅行業者代理業を除く）
7922	家事サービス業（住込みでないもの）

7961	葬儀業
7992	結婚相談業、結婚式場紹介業
7993	写真プリント、現像・焼付業
7999	他に分類されないその他の生活関連サービス業
8041	スポーツ施設提供業（別掲を除く）
8043	ゴルフ場
8048	フィットネスクラブ
8111	幼稚園
8171	専修学校
8231	学習塾
8311	一般病院
8312	精神科病院
8321	有床診療所
8322	無床診療所
8331	歯科診療所
8342	看護業
8351	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所
8369	その他の医療に附帯するサービス業
8531	保育所
8539	その他の児童福祉事業
8541	特別養護老人ホーム
8542	介護老人保健施設
8544	通所・短期入所介護事業
8545	訪問介護事業
8546	認知症老人グループホーム
8547	有料老人ホーム
8549	その他の老人福祉・介護事業
8559	その他の障害者福祉事業
8599	他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業
8814	浄化槽保守点検業
8815	ごみ収集運搬業
8816	ごみ処分業

8821	産業廃棄物収集運搬業
8822	産業廃棄物処分業
8911	自動車一般整備業
9011	一般機械修理業(建設・鉱山機械を除く)
9111	職業紹介業
9121	労働者派遣業
9221	ビルメンテナンス業
9229	その他の建物等維持管理業
9231	警備業
9299	他に分類されないその他の事業サービス業
9399	他に分類されない非営利的団体

※業種コード及び資格業種は『日本標準産業分類(令和5年7月改定)』の細分類に準拠する。